

4 葬儀費用は誰が負担すべきか

相談事例

父が亡くなり、長男（依頼人）が親族から推されて喪主となり、父の葬儀を執り行いました。その際、長男は、父の遺産である預金500万円を引き出し、そのうち200万円を父の生前の治療費等に、200万円を葬儀費用に使いました。ところが、他の相続人は、葬儀費用をもっと安くできたはずであると主張しています。

そもそも葬儀費用には具体的にどのようなものが含まれ、これを遺産から支出することは認められないのですか。もし、認められないとすれば、誰が負担することになるのですか。

【ポイント】

- ① 葬儀費用は「死者を弔うのに直接必要な費用」であり、相続開始後に生じた債務であるから、その金額や負担は、当事者全員の合意により定まらなければ、民事訴訟によって解決されるべきものです。
- ② 葬儀費用を遺産から支出することも一定の場合可能ですが、金額に争いがある場合には、これを不服とする者から民事訴訟を提起することになります。

回 答

1 葬儀費用の内容とその負担

(1) 葬儀費用の内容について

葬儀費用には、通夜、告別式、火葬などの過程で要する各費用が含まれ、裁判例には「死者をとむらうのに直接必要な儀式費用」と解し

たもの（東京地判昭61・1・28判時1222・79）があります。具体的には、棺その他の葬具、葬式場設営、僧侶の読経・官司の祭祀祈祷、火葬の費用、通夜・告別式の参列者の飲食代、納骨代等（葬儀業者、宗教者、食事・会葬御礼品などの提供業者、火葬場運営者等を支払先とするもの）が含まれ、他方、墓地の代価、葬儀後の見舞客の接待費用が含まれないことは争いがありません。葬儀後の法要・忌日祭等の儀式に要する費用については、見解が分かれており、相続人間で対立するときには、調停や審判において含めることは難しいと思われます。

(2) 葬儀費用の範囲等に関する判断について

葬儀費用については、被相続人の社会的地位や遺産規模等に照らし相当な範囲内であるか否かの判断が難しく、相続人間で意見が一致しないまま支出されたときは、その負担をめぐる問題が生じます。そして、そもそも葬儀費用は相続開始後に生じた債務であり、誰が負担するべきか、具体的な支出のうち、どの範囲・内容で認められるべきかなどについて争いがあるときは、本来的には民事訴訟で決めることになります。

(3) 香典について

なお、「香典」は、死者を供養し、遺族の悲しみを慰めるため贈られるものですが、相互扶助に基づき遺族の負担を軽くするため、葬儀費用に充てることを目的とした贈与と解されます。

そこで、香典から香典返戻費用を除いた部分が葬儀費用に充当され、充当後なお不足する分について、上記(2)の負担者の問題となります。

(4) 葬儀費用の負担者について

被相続人の生前の指示や、相続人らの協議・合意などにより、決めることができれば問題はありません。これらにより負担者が決められない場合、法律の明文規定がなく、学説・裁判例として、①喪主負担説、②相続人負担説、③相続財産負担説、④慣習・条理説などがあり

ます。しかし、多様な場合に一貫して適用できる共通の基準はなく、一律には決められません。

喪主負担説に立つ裁判例（東京地判昭61・1・28判時1222・79、神戸家審平11・4・30家月51・10・135、名古屋高判平24・3・29（平23(社)968）裁判所ウェブサイト）がありますが、同説だけを唯一の基準にすると、例えば、皆が喪主になるのを嫌がっている場合に、喪主にだけ葬儀費用を負担させるのは不公平な結果になります。その場合は、慣習や条理を根拠に、相続人が平等に負担すると解釈することもできると思われます。

なお、本事例とは外れますが、遺言で法定相続分をかなり変更している場合は、取得する遺産の多い者が葬儀費用を負担するという解釈も可能と思われます。また、被相続人の妻と複数の子どもが共同相続人である場合で、妻のみが死亡保険金を受け取り、遺産の多くをもらっているのであれば、妻が葬儀費用を負担する代わりに妻の得た保険金を特別受益と認めないというような解決が実情に即しており、条理にも合致していると思われます。

2 葬儀費用の遺産からの支出の可否

遺産である預金を引き出して葬儀費用に使った場合に、相続人全員の協議や調停により合意ができるならば、遺産である預金から、この費用分の金額を引くことはできます。他方、審判では、葬儀費用を遺産から引くという判断がされることはありません。葬儀費用の負担の問題は、合意で解決できなければ、前記のとおり民事訴訟で解決するのが原則とされるからです。

しかし、協議や調停による合意ができず、審判に至った場合でも、遺産から葬儀費用分を引くことを認めてもらう方法は、全くないわけではありません。

本事例で、依頼人が、引き出した預金のうち、生前の治療費等、葬儀費用に使った残りの現金100万円を、遺産の範囲で争いがないとして、遺産分割調停申立書の遺産目録に挙げた場合を想定します。

この場合、葬儀費用に充てた200万円について、相続人全員の負担とすることに不満のある相続人が、預金を引き出した依頼人を相手に、不法行為による損害賠償請求などの訴訟を起こさなければならなくなります。

これに対し、依頼人が、葬儀費用のため引き出した500万円を遺産目録に挙げた場合には、依頼人の側が、遺産から全部負担してほしいと求めて、訴訟を起こさなくてはなりませんが、前述のとおり、この点に関しては見解が分かれており、難行が予想されます。

依頼を受けた弁護士としては、上記のように訴訟に至る場合の各当事者の立場・主張立証の負担を見据えた上で技術的な対応が要求されます。弁護士としては、遺産分割の対象として争いのない範囲、すなわち100万円を遺産目録に記載しておき、他の相続人と折衝し、依頼者の主張する葬儀費用の額を一定額まで下げ譲歩する和解的解決（一方で、遺産から葬儀費用分を引くことを他の相続人に認めさせ、葬儀費用に使った残りの現金を審判の対象とすること）を検討することになります。

ただし、引き出した現金のほうが葬儀費用より大きないと、上記の方法をとることはできません。また、葬儀費用分が預金のままならば、預金は審判対象に含まれず、葬儀費用200万円を遺産である預金から引くことはできませんので、あくまでも現金として遺産目録に記載することが必要です。

以上より、本事例で、依頼人が、遺産である預金から500万円を引き出し、このうち200万円を生前の治療費など、200万円を葬儀費用として使ったならば、残り100万円を現金として遺産目録に挙げておけば

よいでしょう。

他の相続人が、葬儀費用として200万円が相当でないと考えるのならば、依頼人に対し不法行為による損害賠償請求などの訴訟提起する他ありません。

依頼を受けた弁護士は、かかる訴訟に備えて、依頼人に対し、引き出した現金の使途明細を保管しておくよう指導し、証拠として確保しておくべきです。

〔参考判例〕

○東京地裁昭和61年1月28日判決（判時1222号79頁）

「葬式は、死者をとむらうために行われるのであるが、これを実施、挙行するのは、あくまでも、死者ではなく、遺族等の、死者に所縁ある者である。したがって、死者が生前に自己の葬式に関する債務を負担していた等特別な場合は除き、葬式費用をもって、相続債務とみることは相当ではない。そして、必ずしも、相続人が葬式を実施するとは限らないし、他の者がその意思により、相続人を排除して行うこともある。また、相続人に葬式を実施する法的義務があるということもできない。したがって、葬式を行う者が常に相続人であるとして、他の者が相続人を排除して行った葬式についても、相続人であるという理由のみで、葬式費用は、当然に、相続人が負担すべきであると解することはできない。

こうしてみると、葬式費用は、特段の事情がない限り、葬式を実施した者が負担すると解するのが相当であるというべきである。そして、葬式を実施した者とは、葬式を主宰した者、すなわち、一般的には、喪主を指すというべきであるが、単に、遺族等の意向を受けて、喪主の席に座っただけの形式的なそれではなく、自己の責任と計算において、葬式を準備し、手配等して挙行した実質的な葬式主宰者を指すというのが自然であり、一般の社会観念にも合致するというべきである。

したがって、喪主が右のような形式的なものにすぎない場合は、実質的な葬式主宰者が自己の債務として、葬式費用を負担するというべきである。すなわち、葬式の主宰者として、葬式を実施する場合、葬儀社等に対し、葬

式に関する諸手続を依頼し、これに要する費用を交渉・決定し、かつ、これを負担する意思を表示するのは、右主宰者だからである。そうすると、特別の事情がない限り、主宰者が自らその債務を葬儀社等に対し、負担したものというべきであって、葬儀社等との間に、何らの債務負担行為をしていない者が特段の事情もなく、これを負担すると解することは、相当ではない。したがって、葬式主宰者と他の者との間に、特別の合意があるとか、葬式主宰者が義務なくして他の者のために葬式を行った等の特段の事情がある場合は格別、そうでない限り、葬儀社等に対して、債務を負担した者が葬式費用を自らの債務として負担すべきこととなる。」

○神戸家裁平成11年4月30日審判（家月51巻10号135頁）

「葬儀は、死者を弔うために行われるものであるがこれを実施挙行するのはあくまでも死者ではなく遺族等の死者に所縁のあるものであることからすれば、葬儀の費用は相続債務と見るべきではなく、葬儀を自己の責任と計算において手配等して挙行した者（原則として喪主）の負担となると解すべき」である。

○名古屋高裁平成24年3月29日判決（(平23(待)968) 裁判所ウェブサイト）

「葬儀費用とは、死者の追悼儀式に要する費用及び埋葬等の行為に要する費用（死体の検案に要する費用、死亡届に要する費用、死体の運搬に要する費用及び火葬に要する費用等）と解されるが、亡くなった者が予め自らの葬儀に関する契約を締結するなどしておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、追悼儀式に要する費用については同儀式を主宰した者、すなわち、自己の責任と計算において、同儀式を準備し、手配等して挙行した者が負担し、埋葬等の行為に要する費用については亡くなった者の祭祀承継者が負担するものと解するのが相当である。

なぜならば、亡くなった者が予め自らの葬儀に関する契約を締結するなどしておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、追悼儀式を行うか否か、同儀式を行うにしても、同儀式の規模をどの程度にし、どれだけの費用をかけるかについては、もっぱら同儀式の主宰者がその責任において決定し、実施

するものであるから、同儀式を主宰する者が同費用を負担するのが相当であり、他方、遺骸又は遺骨の所有権は、民法897条に従って慣習上、死者の祭祀を主宰すべき者に帰属するものと解される（最高裁平成元年7月18日第三小法廷判決・家裁月報41巻10号128頁参照）ので、その管理、処分に要する費用も祭祀を主宰すべき者が負担すべきものと解するのが相当であるからである。」

コラム

○葬儀費用を預金から引き出せるか

一般的に、銀行等では、預金者が死亡して相続人が複数いる場合には、相続人単独で払戻しを求めて、紛争を避けるため、相続人全員の同意を求めてくることがあります。しかし、他方で、葬儀費用は民法306条で先取特権が認められているほど強く保護されており、やむを得ない事情があるときは、必ずしも全相続人の同意がなくても、できるだけ多くの相続人から、将来紛争が生じても銀行等に迷惑をかけないという趣旨の念書を差し入れた上で、払戻しをしてくれることもあります。

（川合 清文・塩田 慶）

52 遺言書検認の前に遺産分割協議をしても差し支えないか

相談事例

遺言が複数あり、検認手続は未了（申立済み）ですが、遺言相互の関係や解釈に関する理解について相続人間で争いではなく、これらの遺言に基づき分配しようということで、遺産分割協議書を作成する予定です。ちなみに、遺産は預貯金のみです。この場合、遺産分割協議書の中で、遺言について触れる必要はあるのでしょうか。単に「以下のとおり、協議が成立した」とすれば足りるのでしょうか。

また、検認未了の段階で遺産分割協議を成立させても特に問題は生じないという理解でよろしいでしょうか。

実は、第三者に対する遺贈があるのですが、まだ第三者には話をしていないものの、これについても、遺産分割協議書の中で、現実に相続財産を管理している相続人から当該第三者に対し、渡すということで盛り込んでいます。

こうなると、検認を終えるのを待った方がよいのでしょうか。

【ポイント】

- ① 既に開封されていて、第三者への遺贈がない場合
- ② 第三者に対する遺贈を承認するか否かの意思確認の必要
- ③ 遺言書検認手続は、自筆証書遺言の執行力付与の要件か
- ④ 登記所や金融機関の取扱いはどうなっているか

回 答

1 既に開封されており、第三者への遺贈がない場合

遺言書が既に開封されていて、相続人以外の第三者に対する遺贈がなければ、検認期日前に遺産分割協議書を作成しても不都合はないものと考えます。もちろん、遺産分割協議書の中に遺言書の内容を記載する必要はないと考えます。

遺産が預貯金だけということですから、要するに代表者が預貯金の解約手続をするのに、遺言書に基づいて解約するなら遺言執行者を選任する必要があると金融機関から指摘されることを避けたいのでしょう。遺産分割協議書を作成すれば、代表者のみで解約できる金融機関もあるでしょうから、その方が便利です。

2 既に開封されているが第三者への遺贈がある場合

第三者への遺贈があるなら、第三者に遺贈を受けるか放棄するかを確認しておく必要があります。

遺言書検認期日通知に際して、遺言書の内容が事前に把握できている場合には、受遺者にも検認期日の通知がなされます。

受遺者がどのような方がわかりませんが、本来なら遺言書検認期日において初めて遺言書を見ることが期待している可能性がありますので、後日のトラブルを避ける意味では、やはり遺言書検認期日後に遺贈を受諾するか放棄するかの確答を求めるのが賢明ではないでしょうか。

もちろん、法律論としては、「封印のない遺言書」については、検認期日前にその内容を把握できていることは何ら違法でも不都合でもないのですが、一般の人は、「遺言書は裁判所で開封するもの」という漠然とした観念を抱いている可能性があるので、遺言書検認期日を待つ

て催告をするのが無難だと考えます。

3 遺言書検認手続は、遺言に執行力を付与する制度か？

遺言書検認手続を経由することによって初めて遺言に執行力が付与されるという考え方には立つと、執行力を付与されていない段階で執行に着手するのはいかがなものか、という疑問を生ずることになりかねません。

もっとも、遺言書検認手続の法的性質については、これを証拠保全手続に過ぎないとするのが判例通説ですから、遺言書検認手続をもって執行力を付与するための手続ではないとするのが判例通説であるといえると思います。

しかしながら、登記手続に関しては、古くは遺言書検認手続を経ない遺言書でも登記申請を認めていたのですが、最近では、遺言書検認手続を経ない自筆証書遺言による登記申請を認めなくなりましたので（平7・12・4 民三4343民事局第三課長回答）、この登記手続に関する法務局の見解は、遺言書検認手続をもって遺言書に執行力を付与する手続であると考えていると解する余地があります。

これから議論がいずれの方向に進むのか不明ですが、遺言執行者の立場あるいは遺言により預貯金を解約したり名義変更を要請される立場からすると、遺言書検認手続を経た遺言でなければ執行力を認めないとする取扱いは、実務的には、それなりの意味があるのではないかろうか、という気がします。

以上の次第で、中途半端な結論になったかも知れませんが、私が相談者の立場なら、「遺言書検認期日後にしようよ」と相続人に申し上げるだろうと思います。

4 遺言書検認を経ない自筆証書遺言では登記はできない

以前の登記先例では、遺贈の登記の登記申請書に添付すべき自筆遺言証書は、必ずしも家庭裁判所の検認を必要としない（昭33・1・10民事甲4民事局長心得通達）としていたのですが、その後、平成7年12月4日民三4343号民事局第三課長回答により、「相続を証する書面として検認を経ていない自筆証書遺言が申請書に添付された所有権移転の登記の申請の受否について」と題して、不動産登記法49条8号（現行不登25ハ）の規定により却下する取扱いをすべきと明示しています。

これについては、「遺言書があれば法定相続人の関与なしに登記ができるることを考慮し、遺言書の真実性をより高める必要があることから、現在では、検認を経たものでなければならぬ」とされている。」という説明がなされている文献（藤原勇喜『相続・遺贈の登記』1048頁（ティハン、新訂、2006））があり、そこには、「執行力付与」のような表現はなく、前提としての説明において、検認手続は証拠保全手続に過ぎないとの説明がなされているだけです。

ただし、検認手続について「これが自筆証書遺言の執行準備の手続であり、遺言執行に当っては、通常家裁の検認済の表示がなされた遺言書が用いられることになる。」（藤原・前掲1048頁）との記載が見受けられます。

他方、民法1013条による相続人の処分制限効については、最高裁は、「遺言執行者がある場合」の解釈として、遺言執行者として指定された者が就職を承諾する前も含むとしているので（最判昭62・4・23判時1236・72）、遺言書検認手続前でも遺言書による相続人の処分制限効を認めていることになり、それは一面では検認を経ない遺言書に執行力を認めることを前提としているとも考えられます。

いずれにしても、遺言書の効力を検認手続の有無にからせるのは、少し無理な議論であろうと思いますが、現実の遺言執行の場面では、

検認手続を経てから執行すべきものと考えておくのがよいのではない
でしょうか。

相談者からの連絡

登記実務での取扱いまでご説明いただきありがとうございました。

それに関連してですが、実務上、金融機関は自筆証書遺言のみに基づいて解約などに応じているのでしょうか。それとも、やはり相続人全員の署名・押印のある定型用紙で請求しないと応じないのでしょうか。

回答

さて、「金融機関は自筆証書遺言のみに基づいて解約などに応じているのでしょうか。」とのご質問に対しては、遺言執行者が解約手続を行う場合は、遺言者死亡の事実を証する書面、検認済み証明付き自筆証書遺言、そして遺言執行者の本人確認のできる資料のみで解約手続に応じていただける金融機関が多いのですが、中にはそれでも相続人全員の署名・押印を求められることがあります。

このような場合、当職は、取りあえず説得を試みた後、「貴行の顧問弁護士にお尋ねください。」と申し上げ、顧問弁護士に問い合わせた結果、それでも駄目な場合は直接その顧問弁護士に苦情申入れをすることもありますが、それでも「当行の内部規定に従うだけです。」などと回答された場合は、あきらめて相続人全員の署名・押印を取るようにします。訴訟まではしません。

ちなみに、「相続させる旨の遺言」の場合、受益の相続人が単独で権利行使できるはずですが、それでもやはり金融機関によっては、「相続人全員の署名・押印が必要です。」とおっしゃる場合もあるかもしれません。

なお、仮に遺言執行者として解約する場合であっても、受遺者あるいは受益の相続人以外の相続人資格者から、当該金融機関に対して、「遺言は無効だ」とか「遺留分減殺請求をする」などと申入れがなされていた場合には、解約を拒否されることがあります。

このような場合には、私は、迷わず、その金融機関を相手に預金払戻の訴えを提起します。そして、その金融機関から他の相続人に対して「訴訟告知」させるのです。そうすると、否が応でも他の相続人は、「遺言無効確認訴訟」を提起せざるを得なくなるのです。

以上横道にそれましたが、金融機関によって、かなりばらつきがあるということです。